

# 令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所得者本人の合計所得金額の見積額が900万円超950万円以下で、配偶者の合計所得金額の見積額が85万円超123万円以下の場合

所 給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。 者の (フリガナ) タカダ マ  
 (氏名) 株式会社 ○○○○ あなたの名 高田 正男  
 麹町 給与の支払者の法人番号 1 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 1 7 あなたの住所は居所 東京都千代田区霞が関3-1-1

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。給与の支払者が個人の場合は、給与の支払者の個人番号を付記する必要はありません。

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「配偶者の合計所得金額(見積額)」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。  
 ※配偶者の所得が給与所得だけで、給与の収入金額が2,015,999円を超える場合は、合計所得金額が123万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 \*1 9,300,000 円 判定  900万円以下(A)  900万円超950万円以下(B)

配偶者が非居住者である場合に○を付けます。 ※親族関係書類の添付等が必要です(扶養控除等申告書を提出した際に添付等をしている場合には、不要です。)

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 \*2 970,000 円 判定  85万円超123万円以下

配偶者の年齢及び上の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」から、該当する判定結果にチェックをします。

控除の対象となる配偶者の個人番号を記載します。

配偶者が非居住者である場合に送金金額等を記載します。 ※送金関係書類の添付等が必要です。

合計所得金額の見積額の計算表	あなた	配偶者の合計所得金額(見積額)
所得の種類	収入金額等④	必要経費等⑥
給与所得(1)	11,500,000	(注) 9,300,000
事業所得(2)		(a-b)
配当所得(4)		(a-b)
不動産所得(5)		(a-b)
退職所得(6)		(退職所得控除額)
(1)~(6)以外の所得(7)		(うち特別控除額) 円 (一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
(1)~(7)の合計額	9,300,000	970,000

(注) 給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3 所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

区分Ⅱ (※2の見積額を参照してください。)

区分Ⅰ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	配偶者控除の額
B	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円		配偶者特別控除の額 <b>180,000 円</b>
C	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円		
	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円		
摘要	配偶者控除												配偶者特別控除

※ 「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

※ 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。